

輸出貿易管理令第四条第一項第二号の水及びびへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成十二年通商産業省告示第七百四十六号）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号の水及びびへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第一項第二号の水及びびへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号の水及びびへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

なお、昭和六十二年通商産業省告示第四百八十八号（輸出貿易管理令第四条第一項第二号の水及びびへの規定に基づき、通商産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（一から五までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であつて、次に掲げるもの（一から五までの項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1～5（略）
（削る）

1～5（略）

6 | 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲

7 | 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲

6 | 一時的に入国して出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）（第七条第一号八に該当するもの）のうち、本人の使用に供すると認められるもの

げる貨物（七）から（十一）までのいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「貨物等省令」という。）第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

7 | (略)

8 | 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第一条第二十二号ロ（四）に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二条第二項第二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて第四条第二号イに該当するものうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸入した貨物であつて、輸入した後返送のため輸出するもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

(削る)

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（五及び六の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 | 6 (略)

(削る)

げる貨物（七）、（八）、（十）又は（十一）に掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、貨物等省令第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

8 | (略)

(新設)

9 | 輸出貿易管理令別表第一の三の項の中欄に掲げる貨物であつて、貨物等省令第二条第二項第二号又は第七号に該当するものうち、内容を輸入するため輸入した貨物であつて、当該輸入終了後返送されるもの（特定地域を仕向地として返送される貨物を除く。）

二 無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物であつて、次に掲げるもの（五及び六の項に規定する貨物であつて北朝鮮を仕向地とするものを除く。）

1 | 6 (略)

7 | 一 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の八の項の中欄に掲げる貨物

7| 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）から（十一）までのいずれかに掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、貨物等省令第八条第九号から第十三号までのいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

8| （略）

9| 輸出貿易管理令別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二十二号口（四）に該当するもの、同表の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二十二号若しくは第七号に該当するもの又は同表の五の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第四条第二号イに該当するものうち、他の貨物を運搬するために使用される貨物として輸出する貨物であつて、輸出した後輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）
（削る）

であつて、貨物等省令第七条第一号八に該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

8| 一時的に出国する者が携帯し、又は税関に申告の上別送する輸出貿易管理令別表第一の九の項の中欄に掲げる貨物（（七）、（八）、（十）又は（十一）に掲げる貨物に係る部分に限る。）であつて、貨物等省令第八条第九号、第十号、第十二号又は第十三号のいずれかに該当するものうち、本人の使用に供すると認められるもの

9| （略）
（新設）

10| 輸出貿易管理令別表第一の三の項の中欄に掲げる貨物であつて貨物等省令第二条第二項第二号又は第七号に該当するものうち、内容物を輸出するために輸出する貨物であつて、当該輸出終了後本邦に輸入すべきもの（特定地域を仕向地として輸出する貨物を除く。）

